

強度行動障害の状態にある方・医療的ケアが必要な方に適切にサービスを提供できる事業所の設置促進に関する調査に係るプロポーザル募集要項

1 目的

生活介護、短期入所、共同生活援助を提供する事業所における強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方に適切に障害福祉サービスを提供するために必要な事項を調査するに当たり、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定する手続について必要な事項を定める。

2 委託内容

(1) 件名

強度行動障害の状態にある方・医療的ケアが必要な方に適切にサービスを提供できる事業所の設置促進に関する調査

(2) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和8年11月18日（水）まで

(4) 委託上限金額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求に基づき支払う。

3 参加資格

次の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 本プロポーザルに係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 障害福祉サービス事業の経営について相当の知見があること。
- (4) 障害のある方（とりわけ強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方）への支援について相当の知見があること。

4 応募手続等

(1) 参加申込書等の提出

本業務の受託希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 参加申込書 (様式1) 1部

イ 法人概要 (様式2) 1部

法人において、障害福祉サービス等事業所を運営している場合、事業所番号、サービス種別、事業所の概要がわかるものを添付すること。

ウ 業務実績調書 (様式自由) 1部

令和4年度から令和8年度までの期間における、本業務に類似する業務の実績を記載すること。複数の業務実績を有する場合は、最大10件まで記載すること。また、記載した業務実績については、契約書の写し(件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ)を添付すること。

エ 実施体制表 (様式自由) 4部

配置予定の者の基本情報(氏名、生年月日、実務経験年数等)、保有資格、各種研修の受講実績、同種業務の実績、障害福祉サービス事業所における実務経験について記載し、資格証の写しを添付すること。

オ 業務提案書 (様式自由) 4部

委託仕様書の内容を踏まえ、下記①～③について提案すること。なお、業務提案書はA4サイズで4ページ以内とする。

① 強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方を取り巻く現状

強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方に対して国が行っている施策等を踏まえ、これらの方を取り巻く現状や必要な支援について記載すること。

② 業務全体の実施方針

本業務を効果的、効率的に実施するための全体的な業務実施方針について具体的に提案すること。

③ 独自提案

本業務をより充実したものにするために必要な取組や企画があれば、その理由とともに具体的に提案すること。

カ 見積書 (様式自由) 1部

本業務の実施に係る経費を記載し、内訳を明記すること。内訳は必ず構成要素ごとに単価及び金額を示すこと。

キ 類似事業における成果物 (様式自由) 1部

(2) 参加申込書等の提出期限

令和8年8月24日(月)午後5時必着

(3) 参加申込書等の提出方法

郵送又は持参により「7 提出・問合せ先」に提出すること。持参の場合は、平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までを受付期間とする。

6 提案募集に関する質疑

本プロポーザルの募集内容について質問がある場合は、令和8年8月17日（月）午後5時までに、「7 提出・問合せ先」に質問書（様式自由）を電子メールで提出すること。

受け付けた質問については、質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年8月20日（木）までに京都市情報館に回答を掲載する。

7 提出・問合せ先

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室（担当：梅林、青山）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎 4 階

電 話 075-222-4161

F A X 075-251-2940

メールアドレス syogai@city.kyoto.lg.jp

8 審査概要

(1) 審査

提出された参加申込書等の内容について、別紙「強度行動障害の状態にある方・医療的ケアが必要な方に適切にサービスを提供できる事業所の設置促進に関する調査に係る受託候補者選定評価基準」に基づき、審査委員会が総合的に評価し、評価点が6割以上の評価を得た参加者の中から受託候補者1者を選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査委員会

(1)の審査を行い、受託候補者を選定するため、審査委員会を設置する。審査委員会は以下の委員で構成することとする。

- ・ 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長
- ・ 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 施設福祉課長
- ・ 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 施設福祉係長
- ・ 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 担当係長

(3) 審査結果の通知

審査結果については令和8年8月31日（月）までに、参加者全員に書面により通知する。また、審査の結果として、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館に掲載する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

9 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者と業務提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該受託候補者について契約条件の合意に達しなかったときも同様とする。

10 スケジュール

募集要項等の公表	令和8年8月10日（月）
質問書の提出期限	令和8年8月17日（月）
質問書への回答	令和8年8月20日（木）
参加申込書等の提出期限	令和8年8月24日（月）
審査結果の通知	令和8年8月31日（月）

11 留意事項

- (1) 別紙「委託仕様書」は基本的事項を定めたものであり、契約締結に当たっては、提案内容等を踏まえて細部を調整する場合がある。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出書類について、公文書公開請求があった場合、個人情報や法人の営業に関する事項等を除き、原則として公開する。
- (6) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。